

## 1 サービスの向上について

### 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

#### (3) 利用者サービスの取組

##### ウ 聴覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(4)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

### 基本方針

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の目的の中で、「当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資すること」と定められています。また、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」では、「権利擁護の推進、虐待の防止」として、「障害者虐待防止への取組み」、また「障害を理由とする差別の解消」では「障害を理由とする差別の解消」等の方向性が示されています。この方向性に沿った取組みを実施することで、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現をめざします。

障害者差別解消法では、「差別的取扱いの禁止」として、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることで、障がい者の権利利益を侵害してはならないものとされています。また、「合理的配慮不提供の禁止」として、障がい者から社会的障壁の除去を求める意思表示があったときは、負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の状態に応じて、社会的障壁の除去のために、合理的配慮をしなければならないものとされています。「合理的配慮不提供の禁止」は、2024年（令和6年）4月1日から、民間事業者も義務化されています。

また、障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待と定め、障がい者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つをあげています。

こうした障がい者の差別解消、虐待防止について、実践的な研修を実施し、聴覚障がい者が受けている差別や虐待の相談に対応するとともに、相談内容を適切に関係機関につなげる体制を整えます。また、聴覚障がい児者への合理的配慮の事例等を情報発信し、聴覚障がい者への差別解消、虐待防止に努めます。

知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、適正に対応します。

なお、当法人の評議員である、聴覚障がい当事者で、弁護士の田門浩氏が、日本人で2人目、聴覚障がい者でも2人目の、国連の障害者権利委員会の委員に選出されました。このことで、聴覚障がい者の間でも、障がい者の差別解消、虐待防止を含む、人権擁護意識が一層高揚しています。

## 聴覚障がい者差別解消、虐待防止

### 具体的方針

聴覚障がい児者の差別解消、虐待防止に向けて、職員への研修、情報提供等を実施し、差別解消、虐待防止の重要性を再確認し、差別解消、虐待防止の視点で業務を実施します。また、相談業務等で、差別的な事例または虐待的な事例を確認したときは、関係機関と連携して、適切な対応をします。合わせて、聴覚障がい者の差別解消、虐待防止に向けた情報提供、情報発信を行います。

### 職員への研修

職員を対象に、障がい者の差別解消、虐待防止に向けた研修を定期的実施し、資質の向上に努めるとともに、障がい者の差別解消、虐待防止を前提とした利用者への対応、業務の遂行に努めます。

また、関係団体、機関等が行う、障がい者差別解消、虐待防止に向けた講演、研修等に職員を派遣するとともに、その内容を職員間で共有します。

#### 職員研修内容例

- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 神奈川県「ともに生きる社会かながわ憲章」
- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～
- ・ 神奈川県障害者虐待対応事例集
- ・ 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き
- ・ 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・ 神奈川県障害者権利擁護センター及び障害者虐待防止センター

#### 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修の活用

神奈川県が実施する、神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修に管理職または担当職員を派遣し、資質の向上に努めます。

研修修了者は、職員に対して、障がい者虐待防止に関する研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。

実施にあたっては、神奈川県発行の「障害者虐待対応事例集」の活用を考慮します。

## 相談業務等での対応

### 差別の解消への対応

相談業務等で、聴覚障がい当事者から、事業者等との間の、差別または疑いのある事例（合理的配慮の不提供を含む）を把握したときは、当事者間での事実確認等の協議を提案します。事業者等が、聴覚障がい、聴覚障がい児者の特性等の十分な情報を得ていない、合理的配慮の方法が不明なことにより、聴覚障がい者へ十分な情報提供がなされていないために、トラブルが生じることもあります。協議にあたっては、聴覚障がい当事者に適したコミュニケーション方法での協議を提案します。また、必要に応じて、事業者等への聴覚障がい、聴覚障がい児者の特性等の情報や、合理的配慮の具体的な情報の提供及び市町村障がい者差別に関する相談窓口等との相談も行います。

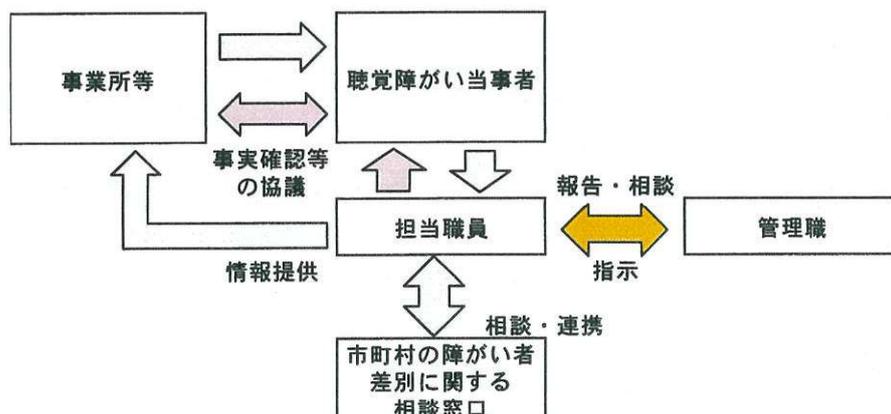
当事者間での協議が不調のときは、聴覚障がい当事者に市町村障がい者差別に関する相談窓口、事業所における障がい者差別に関する相談窓口、神奈川県の間接事業者を指導する権限を持った担当部署及び神奈川県障がい者差別相談窓口への相談を提案します。

市町村障がい者差別に関する相談窓口等の相談でも解消に至らないときは、聴覚障がい当事者に「神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」による斡旋の情報提供を行い問題解消に努めます。

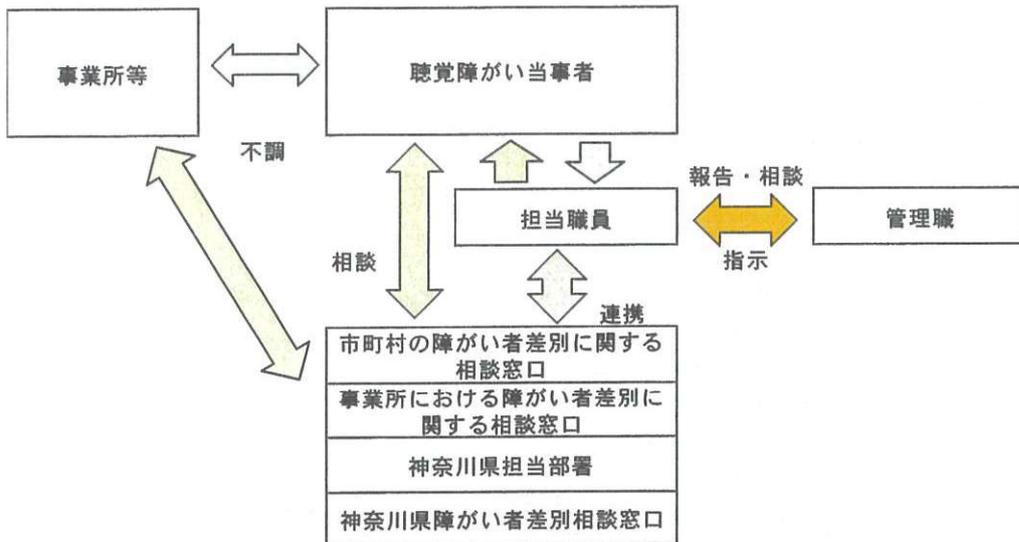
職員は、差別または疑いのある事例把握時、当事者間での協議が不調のとき、市町村障がい者差別に関する相談窓口等の相談でも解消に至らないとき等は、その都度、管理職に報告し、相談し、指示に従います。

また、対応にあたっては、関係機関との連携を図ります。協議等で、聴覚障がい情報、コミュニケーション支援等の要請があった場合は、支援を行います。

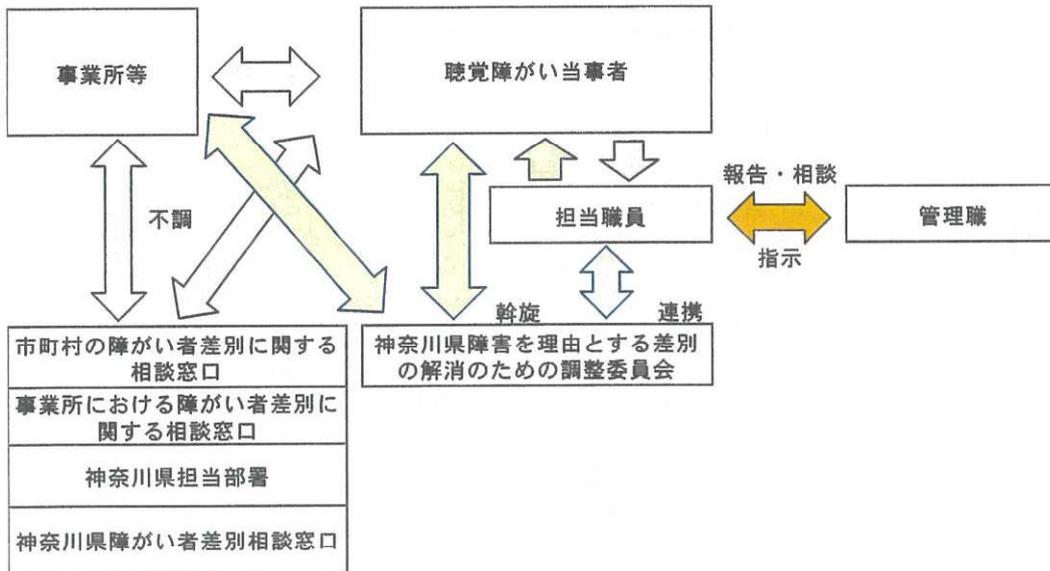
#### ○差別または疑いのある事例の把握



○当事者間の協議不調



○市町村の障がい者差別に関する相談窓口等の相談不調



**虐待防止への対応**

相談業務等で、聴覚障がい当事者への、養護者、障がい者福祉施設従事者等及び使用者から、身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待または虐待の疑いのある事例を把握したときは、職員は、管理職に報告、相談を行い、管理職の指示を受けて、障がい者虐待対応窓口である、市町村障害者虐待防止センターまたは、神奈川県障害者権利擁護センターへ通報します。

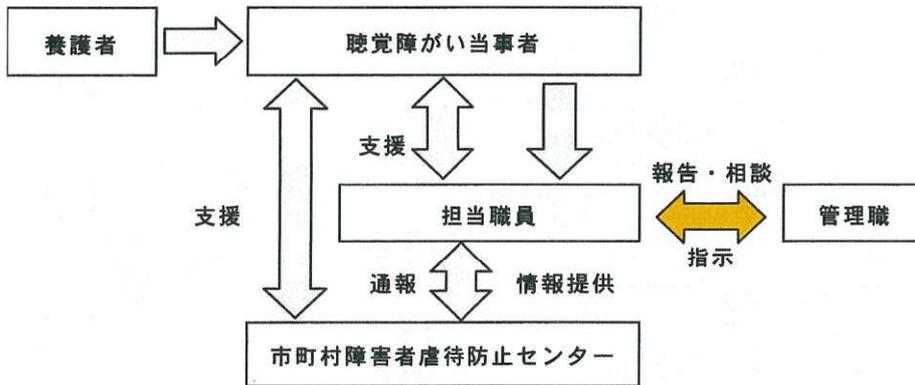
通報にあたっては、聴覚障がい当事者から情報を得て、障がい者虐待対応窓口へ提供し、連携して対応します。

精神的に動揺のある聴覚障がい当事者には、寄り添い、安心して何でも話せる環境の構築に努めます。また、障がい者虐待対応窓口から、医療機関受診等の指示があったときは、その旨の理由を丁寧に説明するとともに、必要に応じて、付き添います。

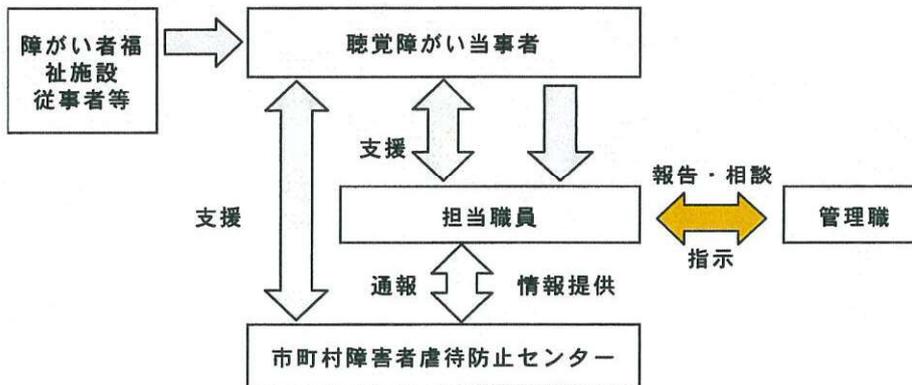
聴覚障がい当事者への対応等は、管理職からの指示のもと、職員間で連携して行います。

聴覚障がい児者は、養護者、障がい者福祉施設従事者等及び使用者が、聴覚障がい、聴覚障がい児者の特性等の十分な情報を得ていなかったり、適切なコミュニケーション方法が不明なため、聴覚障がい児者に対して、日常生活や業務内容等に関する十分な情報提供ができていないことがあります。そのため、聴覚障がい児者が家庭、施設、職場等で孤立し、コミュニケーションが円滑に行えないために、心理的な負担を強いられ、施設や職場等への不満を増大させることもあり、このことが、周囲からの虐待を助長させる要因ともなります。

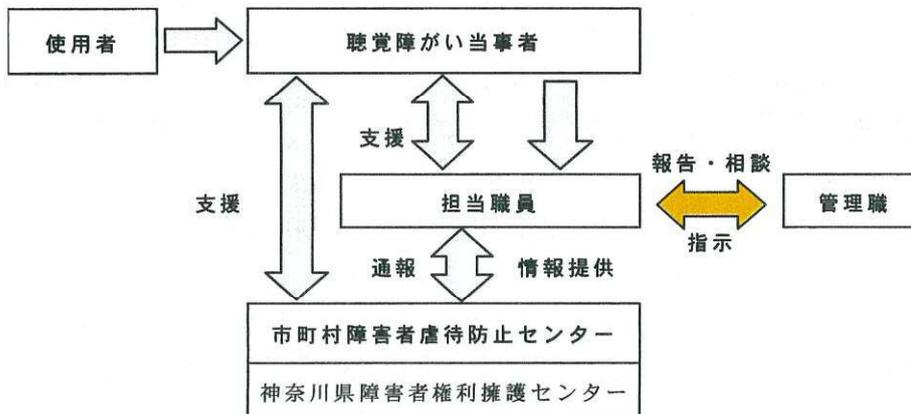
○養護者からの虐待



○障がい者福祉施設従事者等からの虐待



○使用者からの虐待



## 聴覚障がい者差別解消、虐待防止に向けた情報発信、情報提供

### 合理的配慮に関する情報発信等

聴覚障がい者の差別解消、虐待防止に向けては、聴覚障がい者への合理的配慮への説明や具体的な方法の情報発信が重要となります。

ホームページで、『合理的配慮』って何」を設け、聴覚障がい者の差別解消に向けて、情報発信を行います。

合理的配慮についての説明や、聴覚障がい児者への具体的な手段として、「手話通訳・要約筆記等の情報保障者の派遣」、「ヒアリンググループ等の補聴支援システムの配置、活用」、「聴覚障がい者向けのアプリ、機器等の紹介」、「聴覚障がい者と簡単なコミュニケーションをとるためのノウハウも知ってほしい」などについて紹介します。また、聴覚障がい者の合理的配慮の事例も紹介し、合理的配慮の理解と、実施を支援します。

また、一般貸出用のヒアリンググループを整備し、貸し出し、合理的配慮を支援します。

## 「合理的配慮」って何？

センターでヒアリンググループを貸し出しています。詳細は枠内をクリック!

また、事業者等へ、「出前コミュニケーション講座」及び「企業向けコミュニケーション支援研修」を紹介し、施設、事業所等での、聴覚障がい者への合理的配慮の促進を支援します。

### 聴覚障がい、聴覚障がい児者等の情報発信

障がい者の差別解消、虐待防止に向けては、国、県をはじめ、多くの団体、機関から情報が発信され、研修も開催されています。

また、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会では、カリキュラムの中で、障害者差別解消法、障害者虐待防止法について説明を行い、聴覚障がい児者の人権擁護への意識を高揚、定着に努めていきます。

聴覚障がい児者と遭遇する機会が多く、現場での情報保障を担っている現任の手話通訳者、要約筆記者に対しては、現場であきらかな差別や虐待を発見したときには、速やかに派遣元に報告をし、各関係機関に早急に繋げられるような研修を組みこんでいきます。

聴覚障がい児者への差別や虐待を助長させる要因の一つには、聴覚障がいや聴覚障がい児者の特性等への理解が得られていない、または理解が十分ないことがあげられます。

聴覚障がい、聴覚障がい児者の特性等に関する情報を発信することで、聴覚障がい児者への差別解消、虐待防止を促します。

ICTを活用しての、ホームページや SNS での情報発信、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等の印刷物による情報発信、各種講座、研修等にまたは相談、支援など事業の様々な場面で、聴覚障がいや聴覚障がい児者の特性等に関する情報を発信します。

また、聴覚障がい児者にとっての差別、虐待として、最も頻繁に起こりやすいのは、「合理的配慮が求められる場所で情報保障がつかないことが、日常化されている」ことが考えられます。

聴覚障がいを理由に、聴覚障がいでない者と同様の情報が得られない。情報が得られないために、放棄あるいは放置された状態に置かれることとなります。

その顕著な例は、手話通訳者や要約筆記者の派遣に見られます。

手話通訳者、要約筆記者の派遣現場は、聴覚障がい者が参加する、合理的配慮が求められる現場です。手話通訳者、要約筆記者の派遣は、会議やイベント等を主催する担当者との相談から始まります。

まず、情報保障をつけることが特別な配慮であると、会議やイベント等を主催する聴覚障がいのない担当者（以下、会議等担当者という。）が思ってしまうことへの誤解を解くことから始まります。この社会は、障がいのない者には、自分に与えられている恩恵には気が付かず成立しているので、聴覚障がい者のことに思いが至らないことには、全く悪気はありません。この「悪気の無い思い」を解消するためには、会議等担当者に対して、時間を費やして、聴覚障がいとは、どのような障がいであるかを、情報提供し、歩み寄り対話の機会を調整しなければなりません。聴覚障がいや聴覚障がい児者への理解が得られていない、または理解が十分でないことが、「悪気の無い思い」の本質であり、聴覚障がい児者への差別や虐待を助長させる要因の一つとは言えないでしょうか。

また、聴覚障がい者は様々な方法で情報を得ています。どの方法が聴覚障がい当事者に一番適しているかは、本人に確認しなくては分かりません。これは「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という障害者権利条約起草の考え方となった、国際的な障がい者運動のスローガンによります。この考え方は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念にも通じるものです。聴覚障がい者が、情報保障の方法について意思表示するときも、情報保障者である手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者やそれに代わるコミュニケーションツールが必要となります。

本人に情報保障の方法を確認し、皆で歩み寄って調整をしていくことで、聴覚障がい当事者に適した方法で、手話通訳者や要約筆記者の派遣が実施されます。聴覚障がい者は、聴覚障がいでない者と同様の情報が得られ、放棄あるいは放置された状態から解放されることとなります。

手話通訳者や要約筆記の派遣は、意思疎通支援事業として実施され、人を人として扱う社会をめざす事業であり、たった一人の要望からも求めてよいものです。社会モデルの考え方が定着できるよう、会議等担当者への情報提供を、時間をかけて、丁寧に行い、派遣事業を実施していく必要があります。

こうした聴覚障がい、聴覚障がい児者などに関する具体的な情報提供、情報発信は、相談、支援、各種講座、研修など事業の様々な場面で行っていきます。また、ICTを活用しての、ホームページやSNSでの情報発信、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等の印刷物による情報発信も行います。

聴覚障がい、聴覚障がい児者に関する情報を発信することで、聴覚障がい児者の差別解消、虐待防止を推進します。

このことでも、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現をめざします。

## 1 サービスの向上について

### 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

#### (3) 利用者サービスの取組

##### エ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(5)(6)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

### 基本方針

聴覚障がい者も、自己決定し、可能性を最大限に発揮しながら、堂々と、地域で主体的に生活できる社会は、神奈川県が目指す、「いのち輝く地域共生社会」の一つであり、「ともに生きる社会かながわ憲章」の「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現」するものです。

聴覚障がい者が自己決定するためには、様々な情報を把握し、理解し、選択することが必要となります。そのためには、正確な情報保障、コミュニケーションの円滑化が不可欠で、その支援を担うのが、意思疎通支援者である、手話通訳者、要約筆記者です。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念の一つである「障害者一人一人の自己決定が尊重されること」を実現するためには、手話通訳者、要約筆記者は欠かすことのできない人材であり、その養成、派遣は重要な役割を担っています。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」では、「Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み」の「5. 社会参加を促進するための環境づくり」の「意思疎通支援を行う人材の養成等」として、手話通訳者、要約筆記者の養成研修等の実施や人材の育成・確保を図ることが盛り込まれています。この計画に基づき、目標達成に向けて、手話通訳者、要約筆記者の養成、研修、派遣等を行います。また、手話通訳者養成研修は、「神奈川県手話言語条例」の手話推進計画の一翼を担う事業でもあります。

手話通訳者、要約筆記者は、神奈川県の認定制度があり、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として認定されます。認定者が確保できる体制を整備し、確立していくことが重要となります。聴覚障がい者の自己選択、自己決定を支え、社会参加と自立を支援することができる技術と資質を兼ね備えた手話通訳者、要約筆記者を、厚生労働省の定めたカリキュラムに沿って養成します。

手話通訳者、要約筆記者養成は県及び市町村の意思疎通支援事業を支える人材の養成です。手話通訳者、要約筆記者養成に関する情報を発信するとともに、市町村との連携・協働の視点で実情を把握し、養成、認定体制の課題を把握します。課題の検証を基に、改善案の検討・実施により体制の強化を図り、聴覚障がい福祉を担う人材の確保に努めます。

手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、聴覚障がい者の社会参加、福祉の向上に寄与する重要な情報保障の事業です。単に人員を派遣することではなく、聴覚障がい者への情報保障が適切且つ正確に実施されたかが派遣の成果としての判断となります。手話通訳者、要約筆記者の派遣にかかわる課題等を検証し、改善し、聴覚障がい者が安心して情報保障を受けられる環境の整備も必要となります。派遣にかかわる課題等、聴覚障がい者側、聴覚障がい側からの情報を発信するとともに、市町村の手話

通訳者、要約筆記者の派遣の円滑化のための人材育成、ネットワーク化にも取り組みます。

また、頸肩腕障がい、手話通訳者、要約筆記者の職業病と言われており、発症すると長期にわたる療養が必要なこともあります。手話通訳者、要約筆記者の健康管理のため、定期的な健診を実施し、手話通訳者、要約筆記者の健康の維持を支援します。

障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等の法令や、ともに生きる社会かながわ憲章、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～、神奈川県手話言語条例、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画等の条例等、障がい者を取り巻く世界は大きく変わりつつあります。また、障がい者を含めた多様性を認める社会へとも変化してきています。この変化の中で、手話通訳者、要約筆記者は、聴覚障がい者に関する深い理解とともに、聴覚障がい者を取り巻く関連情報についても、知識、情報を拡大し、情報保障技術の向上が求められています。そのためには、日ごろからの研鑽が重要で、研修を通して、聴覚障がい児者が正確な情報を獲得できるよう、知識、技術の向上が不可欠となります。

手話通訳者、要約筆記者の研修内容は、派遣調整等の業務を担う派遣窓口（以下、派遣元という。）の視点だけでなく、聴覚障がい当事者団体、情報保障当事者団体からの視点を含めて、総合的な研修を行っていく必要があります。

また、資格取得間もない手話通訳者、要約筆記者には今後を見据えた適切な研修を実施することで、手話通訳者、要約筆記者の成長を支援します。

手話通訳者、要約筆記者の派遣は、障害者総合支援法の都道府県地域生活支援事業における、意思疎通支援事業として、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱に基づいて適正に派遣します。また、聴覚障害者福祉センター事業への派遣も行います。

手話通訳者、要約筆記者の養成、研修、派遣等で知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

## 手話通訳者養成

### 具体的方針

1998年（平成10年）7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」では、手話奉仕員、手話通訳者を段階的に養成することとなっています。障害者総合支援法では、市町村での手話奉仕員養成、都道府県での手話通訳者養成が、地域生活支援事業として位置づけられて、市町村では、手話奉仕員養成講座、講習会等が実施されています。

手話通訳者養成では、県手話通訳者養成講習会募集にあたっては、市町村手話奉仕員養成と、県手話通訳者養成が結びつくように、手話奉仕員養成修了者程度の知識、技術を有することを前提として、手話の読み取り試験、面接試験を実施し、受講者を選考しています。また、手話読み取り試験は、参考解答付きのDVDを制作し、貸し出しを行い、受験者のレベルアップを支援するとともに、市町村手話奉仕員養成の到達点の目安としても役立てられるようにしています。

市町村の手話奉仕員養成等の実態については、定期的に調査を行い、実態を把握します。調査を基に公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会とともに、改善策を検討し、市町村から県への橋渡しが、より可能となるシステムの構築をめざします。

手話通訳者養成講習会は、当面、1998年（平成10年）7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」の手話通訳者養成カリキュラム（以下、国の手話通訳者養成カリキュラムという。）に準拠して行います。国の手話通訳者養成カリキュラムに準じて実施することで、全国と同水準の手話通訳者を養成することができます。

手話通訳者養成講習会の修了者等を対象に、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験（以下、統一試験という。）を実施します。これは、全国レベルの手話通訳者を確保する上から有効な手段です。神奈川県手話通訳者養成講習会では、統一試験の対象となる、「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」のテキストに沿った学習することで、統一試験の合格を目指します。テキスト「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」は、社会福祉法人全国手話研修センターが、国の手話通訳者養成カリキュラムに対応して、編集、作成したものです。

統一試験合格者等を対象として、神奈川県手話通訳者認定試験を実施します。小論文、面接試験を行い、合格者で必要な研修を受講した者を、神奈川県手話通訳者と認定します。

神奈川県手話通訳者として認定された者は、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業の担い手として活動します。

なお、厚生労働省からは、2023年（令和5年）6月26日障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」により手話通訳者養成の新カリキュラムが示されていますが、講習を行うために必要なテキストは、社会福祉法人全国手話研修センターで作成中のため、新カリキュラムに沿った講習が実施できない状況です。新カリキュラムに対応したテキストが作成され次第、新カリキュラムに切り替えて講習を実施します。

手話通訳者養成講習会及び各試験の実施にあたっては、神奈川県手話通訳者試験委員会で協議を行います。神奈川県手話通訳者試験委員会は、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会で構成します。関係団体の意見を事業に反映させるとともに、課題を共有し、解決に向けて共に歩んでいく体制を整備します。

2015年（平成27年）4月、神奈川県手話言語条例が施行され、県民が気軽に手話を学ぶ環境が整備され、手話通訳者をめざす人材の拡大を期待しています。また、2025年（令和7年）11月、2025東京デフリンピックが開催され、世界のデフアスリートや聴覚障がい者が日本を訪れます。手話への関心も高まり、聴覚障がい者への理解も深まるとともに、手話通訳者をめざす機運も上昇することが期待されます。こうした取組への協力を行うことで、手話通訳者の人材拡大をめざします。

### 神奈川県手話通訳者養成講習会

聴覚障がい者の自立と社会参加を保障する手話通訳者として、神奈川県手話通訳者の資格を取得し、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業を担う人材の養成のため、神奈川県手話通訳者養成講習会を行います。

講習会では、統一試験の対象範囲となる「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」のテキストを用います。

講習回数も、テキストの講座数に合わせて開催し、各講習内容の着実な理解と定着をはかります。

実技講師は、聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の2人で講習を担います。聴覚障がい者の視点、手話通訳者の視点の両方の視点から助言、アドバイスをすることで、講習内容の理解がより深まり、定着します。

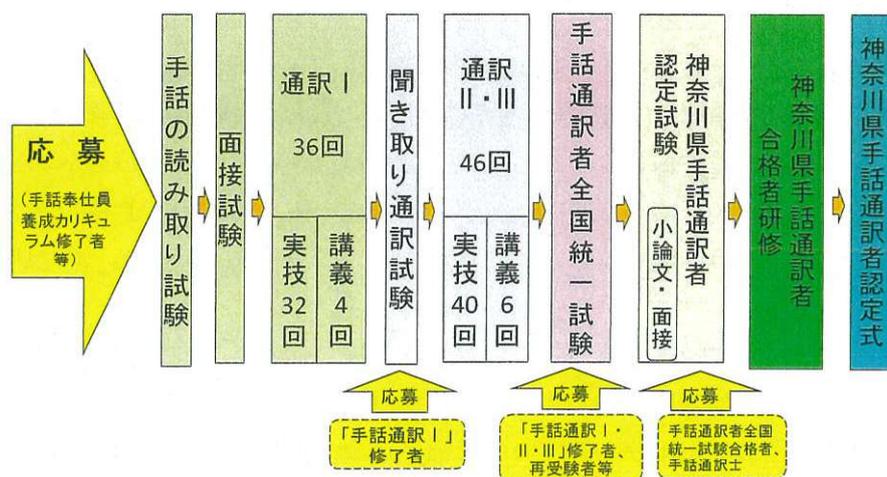
講義については、受講者の習得段階に応じて、各テキスト内容に沿って行います。

実技講師、講義講師は公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会及び神奈川県手話通訳者協会から推薦いただくとともに、神奈川県手話通訳者試験委員会で協議を行います。

養成コースは、テキスト「手話通訳Ⅰ」の講習を行う「通訳Ⅰ」と、テキスト「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」の講習を行う「通訳Ⅱ・Ⅲ」を行います。「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の実施にあたっては、受講者選考試験を行います。

養成コースを「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」に分割し、それぞれに受講者選考試験を設けることで、神奈川県以外で「通訳Ⅰ」の課程を修了した方も、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の受講者選考試験を受験でき、受講の機会が広がります。

「通訳Ⅰ」、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の修了者には、それぞれ修了証を発行します。



## 通訳Ⅰ

講習は、テキスト「手話通訳Ⅰ」を使用し、実技講習32回、講義4回を行います。実技講習は聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の2人で行います。講義講師は神奈川県手話通訳者試験委員会で協議します。

1回の講習は、十分な講習を行えるよう2時間とします。

定員は、講師が受講者の状況を十分に把握し、適切に対応するため、20人とします。

受講者選考試験として、手話の読み取り試験、面接試験を行います。試験は、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムの養成目標「聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。」を踏まえ、基礎課程の到達目標である、「相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば、手話で日常会話が可能レベル」を基準に、神奈川県手話通訳者試験委員会で協議を行い、実施します。手話読み取り試験合格者が面接試験にすすみ、面接試験合格者を、「通訳Ⅰ」の受講者とし

す。

受験資格は、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム修了者または同等の知識及び技術を有すること、神奈川県域での手話通訳活動を希望する者（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての手話通訳者活動を行う）のほか、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議により定めます。

## 通訳Ⅱ・Ⅲ

「手話通訳Ⅲ」が 10 講座のため、「手話通訳Ⅱ」と合わせて、「通訳Ⅱ・Ⅲ」として実技講習 40 回、講義 6 回を実施します。テキスト「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」に沿って講習を行います。実技講習は聴覚障がい者講師、手話通訳者講師の 2 人で行います。講義講師は神奈川県手話通訳者養成委員会で協議します。

1 回の講習は、1 部の講義を除いて、十分な講習を行えるよう 2 時間とします。

定員は、講師が受講者の状況を十分に把握し、適切に対応するため、20 人とします。

受講者選考試験として、聞き取り通訳試験を行います。試験は、国の手話通訳者養成カリキュラム基本課程の到達目標「対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば手話通訳が可能なレベル。申請手続き等手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能なレベル」を基準に、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議を行い、実施します。

聞き取り通訳試験合格者を、「通訳Ⅱ・Ⅲ」の受講者とします。

受験資格は、国の手話通訳者養成カリキュラム対応「手話通訳Ⅰ」修了者（修了見込者を含む）、神奈川県域での手話通訳活動を希望する者。（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての手話通訳者活動を行う）のほか、神奈川県手話通訳者試験委員会での協議により定めます。

講習にあたっては、受講者への連絡、次回の課題提供等に SNS を活用し、受講者の利便をはかります。

また、障害者総合支援法で手話通訳者養成が必修となっている相模原市、横須賀市からの委託に基づいての両市在住者を受け入れます。

## 手話通訳者全国統一試験

神奈川県手話通訳者養成講習会の修了者等を対象に、統一試験（筆記試験、実技試験）を実施します。これは、全国レベルの手話通訳者を確保する上から有効な手段です。

統一試験は、全国のほとんどの道府県で導入され、手話通訳者として認定する全国基準として定着しています。「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」を出題範囲として、同じ試験問題、試験方法で、全国同時に行われます。

統一試験を行うことで、全国レベルの知識、技術を有する手話通訳者を確保することができます。

試験実施及び審査等は、全て社会福祉法人全国手話研修センターの指示に従い実施し、合否決定は社会福祉法人全国手話研修センターが行います。

受験者は、神奈川県手話通訳者養成講習会修了者だけでなく、他の地域で「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳Ⅱ」、「手話通訳Ⅲ」を修了した者、専門学校等で手話通訳者養成課程を修了した卒業生または卒業見込み者も対象者とします。このことで、受験者を増やし、手話通訳者の拡大をはかります。

### 手話通訳者全国統一試験（令和5年度区分）

区 分	
筆記試験	手話通訳者に必要な基礎知識 国語
実技試験	場面通訳試験 (場面における聞き取り及び読み取り通訳)

#### 神奈川県手話通訳者認定試験

統一試験合格者及び手話通訳士資格取得者を対象に、小論文、面接による神奈川県手話通訳者認定試験を行います。

手話通訳士資格は、厚生労働省認定資格として社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施している手話通訳技能認定試験に合格、認定される資格です。手話通訳士は、全国どこでも手話通訳を行うことができ、医療、政治等の専門的な通訳も担っています。手話通訳士が地域で手話通訳を行う場合、地域の状況や通訳対象となる聴覚障がい者の背景等の把握は、正確に情報保障を行うにあたっては重要となってきます。神奈川県手話通訳者資格を取得することで、研修等の場に参加し、地域に根ざした手話通訳活動が可能となります。

小論文は、テーマに沿って自らの知識、経験を基づき、論理的に記述します。面接試験は、手話での聴覚障がい当事者とのコミュニケーション能力を確認するものです。

#### 神奈川県手話通訳者合格者研修

神奈川県手話通訳者認定試験合格者を対象に、聴覚障がい当事者の立場、神奈川県手話通訳者の立場から、聴覚障がい当事者が求める手話通訳の在り方、手話通訳者の姿勢等の今後の活動に必要な情報提供を行います。また、県の登録、派遣制度等についての説明を行います。

#### 神奈川県手話通訳者認定式

神奈川県手話通訳者合格者研修修了者を対象に、神奈川県知事名による認定証を交付します。

認定者名は、県及び市町村に通知します。また、館内ロビーに掲示するとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等に掲載し、広く周知します。ただし、当事者から掲載辞退の申し出があった場合は除きます。

## 要約筆記者養成

### 具体的方針

要約筆記は、聴覚障がい者への文字による情報保障です。音声等を手書きあるいはパソコン入力で表出します。要約筆記には「速く、正しく、読みやすく」の三原則があります。一般社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会や特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の長年の運動の中で培われてきた原則で、全国的に普及しています。

「速く」は即時性を意味し、できるだけ早く情報を聴覚障がい者に届けることをめざしています。情報が遅れていると、聴覚障がい者が賛否や意見、質問等が行えない事態となります。聴覚障がい者の社会参加を保障していく上で重要な原則です。

「正しく」は、音声情報の内容をそのまま伝えることを意味し、聴覚障がい者が情報を判断することとなります。話し言葉は1分間に400文字程度の場合もあり、手書き要約筆記、パソコン要約筆記では、話し言葉の要約が必要となります。一方、聴覚障がい者からは、より多くの情報を提供してもらい、自らで判断したいとの意見もあります。そのためには、話し手の言葉を、できるだけ忠実に伝えることが、聴覚障がい者の自己選択、自己決定にとって重要となります。

「読みやすく」は理解しやすい情報提供を意味し、聴覚障がい者が理解しやすい文字表示をめざします。たとえ情報内容が正確であっても、聴覚障がい者が読むことができる文字を表示しなければ、内容の理解につながりません。また、パソコンにおいても、文字の大きさ、色、背景が見ずらかったり、表出する速さによっても聴覚障がい者が理解しにくくなります。聴覚障がい者が理解しやすい情報保障にとって、重要となります。

これら、要約筆記の三原則を講習会の中で、講習、実践していきます。

厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムでは、初心者から養成し、手話通訳者と同等の情報保障者を養成することとなっています。

しかし、この通知後も、市町村においては難聴者団体等の協力等により、要約筆記講習等を継続している地域があります。また、地域の要約筆記サークルの連合体である、神奈川県要約筆記サークル連絡会からも、地域で養成された要約筆記講習等修了者の講習会中途からの受講要望が出されました。これは、要約筆記奉仕員カリキュラムに沿って講習会を実施していた当時、難聴者団体からの「一人でも多くの、難聴者の耳代わりとなる、地域に根差した要約筆記者を養成したい」という願いに応え、講習会を基礎前期、基礎後期に分けて開催し、基礎後期からは地域で養成された要約筆記奉仕員を追加募集する方式を取っていたことに起因します。

こうした要望を受けて、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会と協議を行い、地域で養成され、一定の技術と意欲のある要約筆記講習等修了者を、講習会の一定の時期から受け入れることとしました。このことで、長期にわたる講習会からの辞退者の減少を補い、要約筆記者の拡大をめざします。

要約筆記者養成講習会は、2011年（平成23年）3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」のカリキュラム（以下、国の要約筆記者養成カリキュラムという。）に準じて行います。国の要約筆記

者養成カリキュラムに準じて実施することで、全国と同水準の要約筆記者を養成することができます。

要約筆記者は、手話通訳者同様に、聴覚障がい者の命と、財産を守るための情報保障者と位置づけ、内容を充実させ、より専門的な養成を行います。

国の要約筆記者養成カリキュラムでは、手書き要約筆記者とパソコン要約筆記者の両者の養成がカリキュラムに掲げられています。手書き要約筆記者は、透明なロールシートまたは用紙に文字を記載し、ノートテイク、OHCあるいはOHPにより情報保障を担います。パソコン要約筆記者は、パソコンを用いて文字を入力し、表示画面またはプロジェクターあるいはモニターに接続し表示することで情報保障を担います。手書き要約筆記は、文字のやわらかさから、読みやすいという利用者からの声もあり、二人書きの方法を用いることで、情報量の拡大を実現しています。パソコン要約筆記は、文字が均一で分かりやすいという声もあり、連携して入力することで、情報量の拡大につながっています。利用者が望む要約筆記を実現するために、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者の両者を養成します。また、要約筆記者養成講習会修了者を対象に、神奈川県要約筆記者認定試験を行います。学科試験、実技試験を実施し、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者として市町村や県の意思疎通支援事業を担う人材を認定します。

要約筆記者養成は、初心者を対象として養成を行い、最終的には、手話通訳者と同等の情報保障を担う人材の養成に結びつける必要があります。実技講習において、講習効果を高め、技術、資質を向上していくには、講師1人に対し、複数のアシスタントを配置する必要があります。その中には、聴覚障がい者も配置し、聴覚障がい当事者からの受講者への直接の働きかけによる資質の向上もめざします。講師選任にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得て、実現していきます。

要約筆記者養成講習会の実施にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会で構成する神奈川県要約筆記者養成委員会を組織します。講習会の内容や、講義講師の選択、認定試験に関わる認定基準など、要約筆記者の養成、認定に関して聴覚障がい当事者の意見を反映させます。

### 神奈川県要約筆記者養成講習会

聴覚障がい者の自立と社会参加を保障する要約筆記者として、神奈川県要約筆記者の資格を取得し、市町村及び県に登録し、意思疎通支援事業を担う人材の養成のため、神奈川県要約筆記者養成講習会を行います。

国の要約筆記者養成カリキュラムでは、養成目標に「聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。」が掲げられています。この養成目標達成に努めます。

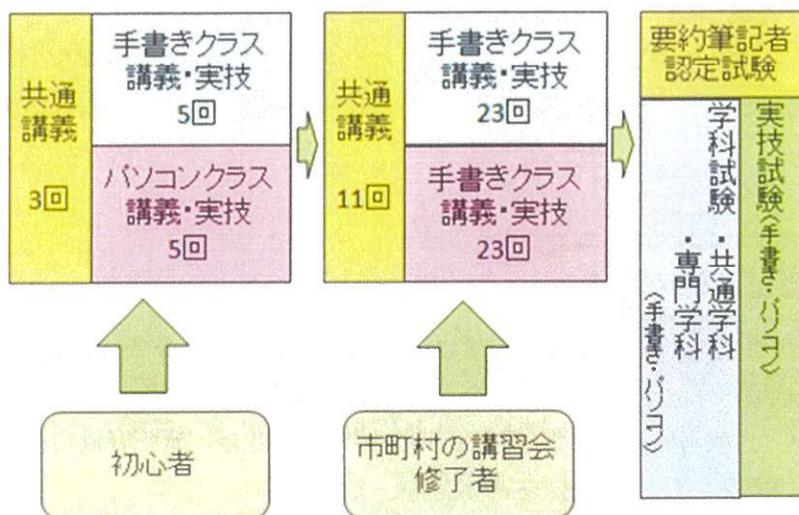
また、国の要約筆記者養成カリキュラムは必修科目と選択必修科目に分かれています。選択必修科目からは、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」などを選択します。現在の県の要約筆記者派遣においては、情報量を保障するために、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」の方法が中心となっています。派遣に則した科目を選択すること

で、派遣に直結した養成をめざします。

講習会は、国の要約筆記者養成カリキュラム必修科目、選択必修科目で編成し、1回2時間で行うことで、時間数も同様とします。手書きクラス、パソコンクラスに分け、クラス別に実技講習、講義を行います。手書き、パソコンの各クラスに特化した技術、知識の習得、定着をはかります。

また、聴覚障がい、要約筆記、社会福祉、日本語等の基礎的な知識の習得を図るために、手書き、パソコンの両クラス合同の共通講義を設けます。

### 要約筆記者養成講習会の流れ



実技講習は講師1人、アシスタントを複数配置し、効果的な講習運営と講習内容の受講者への定着に努めます。講義講師は科目により異なりますが、デモンストレーション等、必要に応じてアシスタントを置きます。このことで、充実した講習内容を確保し、受講者の理解を促します。

また、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会の見学を推奨します。要約筆記者養成は、聴覚障がい当事者が養成に深く関わることで、聴覚障がい者の願いや思いが反映され、要約筆記の目的、要約筆記者の役割の重要性を、受講者が実感を持って理解することにつながります。また、聴覚障がい者が講師を担っていくための学習の場にも活用できます。

定員は、初めて要約筆記を学習する方を対象に手書きクラス、パソコンクラスとも13人とします。また、地域で要約筆記の学習を行い、講習途中から受講者する追加募集定員を各クラス5人とします。

受講の条件は、神奈川県域での要約筆記活動を希望する者（資格取得後、県及び居住の市町村に登録しての要約筆記活動を行う）のほか、神奈川県要約筆記者養成委員会での協議により定めます。

また、パソコンクラスについては、ノートパソコンの持参を条件とするとともに、ウィルス対策等の要件を設けます。

### 受講希望者事前説明会

次年度の神奈川県要約筆記者養成講習会受講者募集にあたり、受講応募を奨励するために応募期間中に実施します。

要約筆記、難聴等への意識を持って、講習会に応募いただけるようにします。

実施にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

### 受講希望者事前説明会実施例

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県要約筆記者養成講習会の概要</li> <li>・ 難聴について、難聴体験</li> <li>・ 要約筆記について、要約筆記体験</li> </ul>

### 要約筆記者指導者養成研修

国の要約筆記者養成カリキュラムの通知にともない社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施している、要約筆記者指導者養成研修に、該当者を派遣し、講習会の内容の充実と、指導方法の向上に努めます。

### 神奈川県要約筆記者認定試験

神奈川県要約筆記者養成講習会修了者を対象に要約筆記者として必要な知識、技術を考査します。学科試験、実技試験ともに合格したものを、認定試験合格者とします。

試験実施にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会からなる問題作成委員会及び審査会を設け実施します。

実技試験では、派遣現場を想定して、手書き要約筆記では「二人書き」、パソコン要約筆記では「連係入力」も行います。

神奈川県要約筆記者認定試験

試験区分		概 要	
学科試験	共通学科	共通講義を中心とした要約筆記者として必要な基礎的知識の考査	
	専門学科	手書き要約筆記	手書き要約筆記者として必要な知識の考査
		パソコン要約筆記	パソコン要約筆記者として必要な知識の考査
実技試験	手書き要約筆記	手書き要約筆記者として必要な技術の考査。個別実技及びチーム実技(一人書き、二人書き)	
	パソコン要約筆記	パソコン要約筆記者として必要な技術の考査。個人実技及びチーム実技(連係入力)	

### 神奈川県要約筆記者認定式及び登録・派遣説明会

神奈川県要約筆記者認定試験合格者には、神奈川県知事名による神奈川県手書き要約筆記者、神奈川県パソコン要約筆記者の認定証を交付します。

認定者名は、県及び市町村に通知します。また、館内ロビーに掲示するとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」等に掲載し、広く周知します。ただし、当事者から掲載辞退の申し出が

あった場合は除きます。

また、新たに認定された神奈川県手書き要約筆記者、神奈川県パソコン要約筆記者に対し、県の登録、派遣制度等についての説明を行います。

## 手話通訳者・要約筆記者派遣

### 具体的方針

障害者総合支援法の都道府県地域生活支援事業における、意思疎通支援事業として、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱に基づいて適正に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。公的な派遣は、利用者に平等に派遣を行うことが重要です。そのことが公的制度としての生命であり、制度の信頼を高め、維持につながります。

県の派遣制度は、県障害福祉課、障害サービス課、県域を活動範囲とする聴覚障がい者団体及び身体障がい者団体等が主催する会議、大会等とすることで、派遣を受けられない状況をなくす制度であると考えます。神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として登録した者の中から、適切な人材を選定し、派遣を行います。派遣は会議、大会等の会場への派遣だけでなく、オンライン派遣も行います。

また、派遣内容が高度で市町村派遣が困難な場合や広域が関わる派遣における市町村間の調整は、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱の定めに従い、適正に対応します。

手話通訳者・要約筆記者派遣の検証、課題検討の場として、関係団体からなる神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会を設けます。委員会には手話通訳専門部会、要約筆記専門部会を設け、より専門の課題へ対応します。

派遣業務は、業務の専門性が高いことから、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者等の有資格者が業務を担い、経験、技術、地域、知識等から派遣依頼内容に適切な人材を選定し、派遣依頼を行います。また、派遣申請者との連絡調整を行います。

手話通訳者、要約筆記者に対しては、規程を定め報酬等を支払います。派遣現場での基本的な対応方法をまとめた派遣の手引きを作成、配布するとともに、機会あるごとに守秘義務の重要性を伝え、徹底をはかります。派遣依頼書、報告書については個人情報保護の観点から郵送とします。また、頸肩腕障がい健診を実施しての健康管理、保険加入による派遣現場等における補償を行います。

手話通訳者、要約筆記者の派遣は、年間 300 件程度の派遣を行います。また、聴覚障害者福祉センター事業に関わる派遣も行います。

派遣を担う手話通訳者、要約筆記者は登録制とし、年度ごとに更新を行います。

### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳者、要約筆記者の主な派遣は次のように行います。

#### (1) 派遣申請書の受理

①派遣申請書の提出は来所、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法とします。

②申請書が提出された場合は、要綱と照らし合わせて、申請内容が妥当か否かを速やかに判断します。妥当と判断した場合は、申請書を受理し、受理番号を記載します。

## (2) 主催者との連絡調整

- ①申請書の提出について、事前に主催者から打診があった場合は、要綱の説明を行うとともに、内容の把握に努め適切な助言を行います。
- ②申請書記載事項に疑義がある場合は、主催者に連絡し、確認を行います。
- ③主催者に対して資料の提出を要請するとともに、必要に応じて対象者のコミュニケーション状況についても情報提供を求めます。
- ④必要に応じて、主催者に対して手話通訳者、要約筆記者の業務について十分な理解を促します。

## (3) 手話通訳者・要約筆記者の選任

- ①手話通訳者・要約筆記者の選任にあたっては派遣場所、派遣時間（集合時刻、拘束時間、終了時刻）、申請内容、手話通訳者・要約筆記者居住地、経験、依頼頻度などを考慮します。
- ②特に、頸肩腕障がい等の発症を未然に防止するため、派遣依頼頻度を考慮します。
- ③手話通訳者・要約筆記者の選任は、派遣業務を担う派遣元の専有事項であると考えます。申請書提出にあたっての指名は、これを認めません。

## (4) 手話通訳者・要約筆記者への依頼

- ①選任した手話通訳者・要約筆記者に派遣依頼書、派遣報告書及び関係資料も合わせて郵送します。
- ②ただし資料等については、主催者からの到着が遅れ、郵送では間に合わない判断した場合は、ファックスまたはメールでの送付を行います。

## (5) 手話通訳者・要約筆記者派遣申請者への決定通知

- ①手話通訳者・要約筆記者が決定し次第、主催者へ決定通知書を送付します。
- ②主催者への氏名の連絡については、手話通訳者・要約筆記者の登録時に了解を得ておきます。

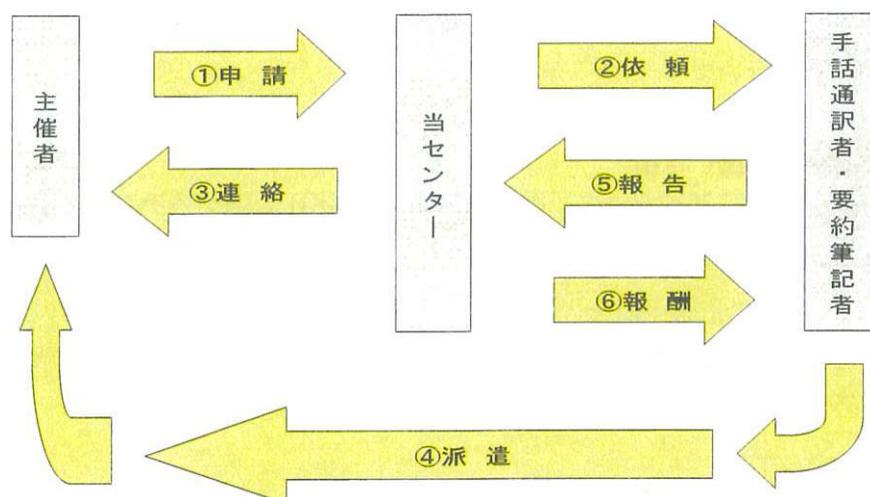
## (6) 派遣報告書の受理

- ①手話通訳者・要約筆記者に対し、業務終了後1週間以内に、実施報告書の提出を求めます。
- ②報告書は、手話通訳者・要約筆記者、派遣現場、派遣元をつなぐ重要な情報として認識し、活用をはかります。
- ③継続して派遣申請があったものについては、報告書から必要と判断した事項を、次に依頼した手話通訳者・要約筆記者へ情報提供することを考慮します。
- ④報告書の記載内容に疑義がある場合は、記載者に連絡し、確認を行います。また、必要に応じて助言を行います。
- ⑤報告書の中に、派遣元への質問等が記載されていた場合は、誠意をもって回答します。
- ⑥必要に応じて、主催者へ改善を求めます。

## (7) 派遣報酬、交通費の積算等

- ①報告書を基に、神奈川県手話通訳者派遣事業実施規程及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施規程にそって、派遣報酬、交通費等を積算します。
- ②業務に使用した切手は、神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理業務における派遣用郵便切手取扱い規程に基づいて管理します。

## 手話通訳者、要約筆記者派遣の流れ



### 派遣の柔軟運用

横浜市、川崎市を含んだ聴覚障がい者団体等からの派遣申請については、横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設、川崎市聴覚障害者情報文化センターとの合同での派遣を行います。

### パソコン要約筆記派遣用機材の整備

パソコン要約筆記では表示用パソコン、HUB、各種コード類が必要です。機材の有無、接続の可否など派遣現場での混乱を避け、パソコン要約筆記者が十分に情報保障に専念するため、パソコン要約筆記に必要な機材一式を整備し、派遣の際に使用します。運搬は主催者の責任で行います。

## オンライン派遣

新型コロナウイルス感染拡大により、インターネット回線を活用したオンラインでの手話通訳者、要約筆記者派遣を本格的に開始しました。新型コロナウイルス感染が縮小した現在も、新たな派遣方法として定着しつつあります。

WEB 会議システム（主に、Zoom）等を活用して、情報保障を行います。

### オンライン派遣実施形態

オンライン派遣は、次の3つの実施形態のいずれかでを行います。

#### ① 派遣場所（会議、研修、イベント等の実施会場）からのオンライン情報保障

派遣場所から、オンラインの参加者等に対する情報保障です。オンラインに必要な機材準備、インターネット回線接続、パソコンの設定等は、会議等の主催者が行います。

#### ② 派遣現場以外の拠点場所からのオンライン情報保障

会議等の主催者または派遣元が指定した場所から、オンラインの参加者等に対する情報保障です。会議等がオンラインのみで実施される場合を含みます。オンラインに必要な機材準備、インターネット回線接続、パソコンの設定等は、会議等の主催者または派遣元が行います。会議等の主催者または派遣元が不在の場合は、情報保障者が行います。

### ③ 情報保障者の自宅からのオンライン情報保障

情報保障者（手話通訳者・要約筆記者）の自宅から、オンラインの参加者等に対する情報保障です。オンラインに必要な機材準備、インターネット回線接続、パソコンの設定等は、情報保障者が行います。

#### 手話通訳者に必要な知識、技術

オンライン派遣では、インターネット、パソコン、WEB 会議システム等の ICT に関する知識と操作経験が必要となります。

WEB カメラを通して情報保障を行うため、映る範囲や角度、スピードなどの見やすさが課題となります。手話の位置や表現空間範囲、目線位置、表現スピード、見やすい手話表現の選択などの知識と技術が必要となります。

#### 要約筆記者に必要な知識、技術

オンライン派遣では、インターネット、パソコン、WEB 会議システム等の ICT に関する知識と操作経験が必要となります。特に、WEB 会議システム等での画面共有設定は必須となります。

##### 手書き要約筆記者

手書き要約筆記者は、OHC をパソコンに接続して行うため、OHC の接続や操作も必要となります。また、会場での派遣と異なり、利用者の要望に合わせて筆記することが難しいため、より見やすい画面を作成するために、文字の大きさや形、濃さ、行の長さ、均等な行間の維持等 zu 注意しながら行う必要があります。

##### パソコン要約筆記者

パソコンのネットワークを構築して、表示用パソコンをインターネット用パソコンに接続して行うため、通常の派遣状態に近い形で対応できます。会場での派遣と異なり、利用者の要望に合わせて表出することが難しいため、より見やすい画面を作成するために、文字の色やサイズ、背景色、行の文字数、行間等に注意しながら行う必要があります。

#### オンライン派遣の周知

、 オンライン派遣は、様々な機器やシステムを活用します。特にインターネット回線の安定維持が重要となります。オンライン派遣の方法や必要な機材、注意点など取りまとめた「主催者の方へ」を、ホームページ上の「手話通訳者の派遣」、「要約筆記者の派遣」に掲載し、主催者の方への理解と協力を求め、円滑な派遣実施を図ります。

また、市町村からのオンライン派遣への相談にも活用し、市町村でのオンライン派遣の実施を支援します。

#### 市町村間の連絡調整及び市町村の支援

県内に居住する聴覚障がい者が県外へ赴いた場合の手話通訳者、要約筆記者派遣、県外に居住する聴覚障がい者が来県した場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣（以下、広域派遣という。）についてはルール化が未整備の地域も少なくありませんでした。

2013年（平成25年）に厚生労働省から「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」が通知され、都道府県、市区町村の手話通訳者、要約筆記者派遣要綱例（以下、モデル要綱という。）が示されました。この中で、広域派遣を市町村で対応することが示されています。また、2013年（平成25年）施行の障害者総合支援法では、都道府県の地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者派遣に関する市町村相互間の連絡調整が追加され、モデル要綱の中で、都道府県の役割としての具体例が明記されています。

このことを踏まえて、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱の定めに従い、適正に対応します。

広域派遣は、当該市町村間での調整となりますが、市町村派遣要綱、報酬等の支払い規定等の違いから、折り合いがつかないことも想定されます。市町村間の調整が不調に終わった場合、当該市町村の依頼に基づいて、市町村間の調整を行います。聴覚障がい者が手話通訳者、要約筆記者の派遣が受けられることを最優先に対応します。

また、市町村からの手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する相談に応じ、助言を行っていきます。このことで、市町村での手話通訳者、要約筆記者の派遣が円滑に実施されるよう支援します。

市町村の実情把握と情報共有に努め、市町村担当者とのネットワーク化を推進します。市町村の手話通訳者、要約筆記者派遣担当者は、聴覚障がいについての情報獲得、手話通訳、要約筆記についての十分な理解、派遣の検証方法の理解と検証の実施などが求められます。派遣についての情報だけでなく、様々な情報を共有することで、市町村の聴覚障がい福祉力の向上を支援します。

市町村において、手話通訳者、要約筆記者が不足した場合は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者、要約筆記者派遣事業で支援します。

### 神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会

モデル要綱の中で、「知事は、この事業の実施にあたり、円滑な事業実施を期し、関係団体等と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成する運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとする」との記載があり、運営委員会の設置を奨励しています。

このことを踏まえて、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱及び神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱の定めに従い、手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会を設置します。

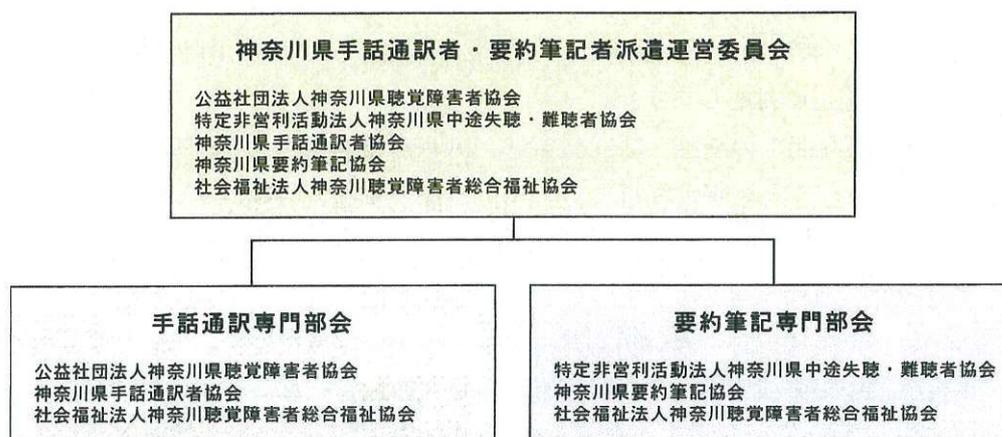
手話通訳者、要約筆記者の派遣は、単に人員を派遣することではなく、聴覚障がい者への情報保障が適切且つ正確に実施されたかが派遣の成果となります。手話通訳者、要約筆記者の派遣に係わる課題等を改善し、聴覚障がい者が安心して情報保障を受けられる環境の整備を進めることが必要です。

手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会では、派遣の検証、派遣から見えてくる共通課題の整理、課題の共有、解決等について努め、適切な派遣を実施します。また、頸肩腕障がい健診、研修等の派遣と関連する事項についても協議します。

手話通訳者、要約筆記者の専門的な課題解決に向けては、手話通訳専門部会、要約筆記専門部会を設置します。

委員は、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県手話通訳者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

からの推薦により選任します。専門部会の構成は、手話通訳専門部会は公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会、要約筆記専門部会は特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会、社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会とします。



## 手話通訳者・要約筆記者への保障

手話通訳者、要約筆記者は、派遣制度を支える柱です。県に登録した手話通訳者、要約筆記者に対して、次のような対応を行います。

### 報酬等の支給

派遣を担った手話通訳者、要約筆記者に対して、神奈川県手話通訳者派遣事業実施規程、神奈川県要約筆記者派遣事業実施規程に基づき、報酬等を支給します。

また、報酬額等については改善に努めます。

### 頸肩腕障がい健診の実施

モデル要綱の中で、「知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。」と実施を奨励しています。

このことを踏まえて、年に1回、手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕障がい健診を実施します。

詳細は、「健康管理体制」に記載します。

### 保険の加入

手話通訳者、要約筆記者は県内各地に派遣されます。派遣現場や、往復の経路での事故等に備えて、登録した手話通訳者、要約筆記者を保険に加入します。保険は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

## 手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会

手話通訳者、要約筆記者を対象に懇談会を、年1回行います。前年度の派遣実績報告、派遣で生じた課題と改善方法についての説明を行うとともに、意見交換を行います。また、派遣に関する最新情

報等の提供も行います。

手話通訳者、要約筆記者は、個々または数人のグループで派遣を担っており、他の派遣状況についての情報を持ち合わせていません。他の派遣で生じた課題を知り、改善方法を学ぶことで、自らが派遣を担った場合に、同様の対応が可能となります。

また、派遣元と手話通訳者、要約筆記者が自由に意見交換を行うことで、相互の信頼関係を強化する場ともなります。

### 派遣元だより

手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会の内容及び、手話通訳者、要約筆記者に共通理解を促す事項、派遣関連情報等を掲載した、派遣元だより「しあわせ」を年1回作成し、ホームページに掲載します。

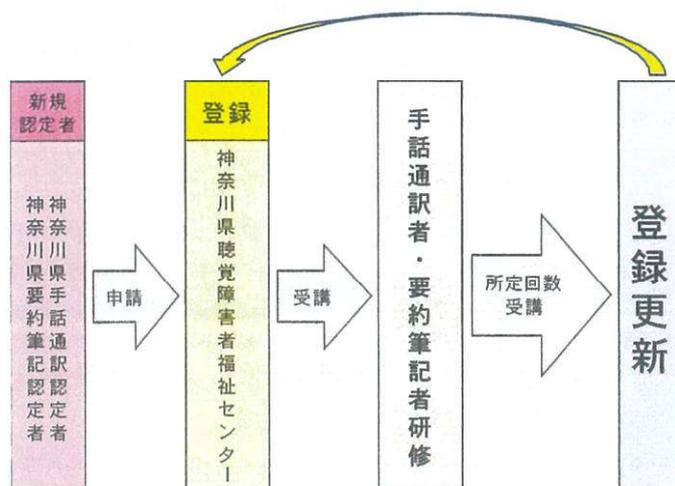
このことで、手話通訳者、要約筆記者全体の情報共有に努めます。

### 手話通訳者・要約筆記者の登録

新たに神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者として認定を受けた者に、神奈川県への登録を促し、神奈川県手話通訳者登録申請書または神奈川県要約筆記者登録申請書の提出を求め、登録します。登録者には、神奈川県手話通訳者証または神奈川県要約筆記者証を交付します。

登録は1年ごとに更新します。登録更新にあたっては、所定の研修を受講する必要があります。所定の研修を受講した者には、年度ごとに登録更新の申請書を郵送し、提出いただくことで登録を更新します。

登録更新の条件は、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会の手話通訳専門部会、要約筆記者専門部会で協議を行い、規程を定めます。



## 手話通訳者・要約筆記者の研修

### 具体的方針

手話通訳者、要約筆記者は方法が異なりますが、共に聴覚がい者の自己選択、自己決定を支え、自立と社会参加を保障していく重要な役割を担っています。

より正確な情報保障を担うには、技術の研鑽、資質の向上が必要です。技術の向上だけでは、提示された情報の意味を解釈することができません。逆に、資質の向上だけでは、情報を理解できても、それを正確に伝える術がありません。正確な情報保障は、この両方が備わってこそ可能になるとなります。また、法律や制度、社会情報が変化している中で、最新の情報を獲得していくことも不可欠です。

手話通訳者、要約筆記者は登録者として、派遣を担っています。聴覚障がい者からも信頼され、正確な情報保障を行うためには定期的な研修受講が必要となります。そこで、年間に一定の研修を受講することで、登録更新を行う研修受講の義務化を行います。このことで、技術、知識の維持、向上を確実なものとするとともに、自己研鑽の意欲と自覚を促します。

手話通訳者、要約筆記者は活動歴により、技術、知識に差が生じます。特に、登録間もない手話通訳者、要約筆記者は、活動経験が少ないため、派遣現場での対応に不慣れで、戸惑い、混乱することが考えられます。また、自らの技術に不安も持っています。登録間もない手話通訳者、要約筆記者を対象とした研修を行い、派遣現場での対応方法、技術の向上を行うことで、手話通訳者あるいは要約筆記者として、派遣現場に赴く姿勢と、技術への確信を培い、派遣に臨むことができると考えます。

神奈川県内には、手話通訳者の団体である神奈川県手話通訳者協会、要約筆記者等の団体である神奈川県要約筆記協会があります。どの団体も、会員の声を反映し、聴覚障がい者福祉向上のために活動しています。これらの団体は、技術的な蓄積もあり、技術向上にはとりわけ強い関心と、深い理解があります。技術、事例等の研修を委託することで、効果的な研修体制を構築し、手話通訳者、要約筆記者の技術の向上に反映できます。ただし、委託にあたっては、神奈川県との協議、承認が必要となります。

研修の実施にあたっては、手話通訳者の場合は、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会、要約筆記者の場合は、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会と必要に応じて協議、協力を行います。また、情報保障全体に関わることについては、全団体と相互に協力を行います。聴覚障がい当事者、情報保障当事者、派遣元、それぞれの立場からの意見交換、協議を行うことで、より効果的な研修の実施が可能になります。また、必要に応じて、関係団体が行う登録更新のための研修に協力します。

手話通訳者、要約筆記者は、当法人が独自に行っている自主事業での派遣業務も担っていただいています。自主事業としても研修を実施します。手話通訳者、要約筆記者のフォローを、当法人独自に行うことで、支援に貢献します。

## 手話通訳者の研修

手話通訳者を対象に、技術、資質の維持、向上のために次の研修を行います。

### 手話通訳者新人研修会

前年度に認定された神奈川県手話通訳者を対象に研修会を行います。派遣に赴く前に個々の技術の課題を明らかにし、自己研鑽の目標が持てるようにするとともに、市町村等での通訳活動経験を積んだ後に定期的に実施します。このことで、通訳活動から生じた疑問、不安などを解消し、年間を通じてスキルアップを図っていきます。年間4回の実施に努めます。

また、登録2年目の手話通訳者対象に、新人研修会の効果を測定、定着をすすめるための、フォローの研修も、年間2回実施します。

実施にあたっては、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会の協力を得ます。

### 手話通訳者研修会

登録手話通訳者の現任研修を行います。手話や聴覚障がい、聴覚障がい者に関する法律、制度を含む最新情報等、守秘義務、福祉制度、権利保障、健康に関することなど、手話通訳者として活動していく上で重要な情報を提供し、資質の向上に努めます。年2回程度実施します。この研修は、登録更新対象の研修とします。

実施にあたっては、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県手話通訳者協会の協力を得ます。

#### 過去3年間の研修テーマ

年度	区分	テーマ
令和3年度	実技	現場での感染予防対策と新型コロナウイルスに関連する手話技術
	講義	速隔手話通訳について
	実技	Zoomの使い方
令和4年度	講義	手話通訳者に求められるもの
	実技	高齢ろう者の読み取り
	講義	設置手話通訳の正職員への経緯
令和5年度	実技	医療における手話表現や通訳方法について
	講義	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策法&障害者権利条約
	講義	高齢聴覚障がい者の介護や傾聴について

### 手話通訳者技術研修会（委託研修）

技術、事例を中心とした研修を、神奈川県手話通訳者協会に委託し、手話通訳者の技術の向上をはかります。ただし、神奈川県との協議、承認が必要となります。

神奈川県手話通訳者協会は、神奈川県手話通訳者として、県及び市町村での意思疎通支援事業を担っている手話通訳者団体です。日ごろの活動の中で、技術、事例への関心も高く、多くの人材を抱えています。日常の通訳活動から、課題を発見し、通訳者の視点で必要な研修を組み立てることが出来ます。年間10回程度の研修を行っていただきます。

また、この研修は全て登録更新のための研修とします。

## 要約筆記者の研修

要約筆記者を対象に、技術、資質の維持、向上のために次の研修を行います。

### 要約筆記者合格者技術研修会

前年度に認定された神奈川県要約筆記者を対象に、派遣に赴く前に個々の技術の課題を明らかにし、自己研鑽の目標が持てるように、技術研修を行います。

要約筆記者認定は、要約筆記者としてのレベルに達していることの証明ではありますが、経験豊富な活動中の要約筆記者と比較すると、その力量にはまだ及びません。そこで、要約筆記活動のスタートにあたり、個々の技術的な課題を確認することで、今後の要約筆記活動への心を引き締め、自らの課題克服に向けた自己研鑽を積むための目標を明らかにすることが、良質の要約筆記者への道の第一歩になります。

手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者それぞれに実施し、派遣に赴く基本姿勢を培うとともに、定着をはかります。手書き、パソコン各2回実施します。

実施にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

### 要約筆記者研修会

登録要約筆記者の現任研修として行います。要約筆記や聴覚障がい、聴覚障がい者に関する最新情報等、守秘義務、福祉制度、権利保障、健康に関する事など、要約筆記者として活動していく上で重要な情報を提供し、資質の向上に努めます。年に1回実施します。

この研修は、登録更新対象の研修とします。

実施にあたっては、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県要約筆記協会の協力を得ます。

#### 過去3年間の研修テーマ

年度	テーマ
令和3年度	オンライン派遣について～派遣準備&打ち合わせ編～
令和4年度	事例検討～報告書からよりよい対応を考えよう～
令和5年度	手話勉強会での要約筆記、よりよい方法を話し合ってみませんか

### 要約筆記者技術研修会（委託研修）

技術を中心とした研修を、神奈川県要約筆記協会に委託し、要約筆記者の技術の向上をはかります。ただし、神奈川県との協議、承認が必要となります。

神奈川県要約筆記協会は、要約筆記者等の集団であり、神奈川県要約筆記者として県及び市町村での意思疎通支援事業を担っている方が多くいらっしゃいます。日ごろの活動の中で、技術等への関心も高く、多くの人材も抱えています。日ごろの要約筆記活動から、課題を見つけ、要約筆記者の視点で手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者に必要な研修を組み立てられます。年間10回程度の研修を実施していただきます。

これらの研修は、全て登録更新のための研修とします。